

参加希望者様

独立行政法人水資源機構分任契約職
揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之
(公印省略)

見積依頼書

- 1 件名 広瀬河川監視カメラ引込柱建柱工事
2 工事場所 岐阜県揖斐郡揖斐川町坂内広瀬地内
3 工期 契約締結の翌日から令和8年7月31日
4 内容等 別添、仕様書等のとおり

い

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟読のうえ提出して下さい。

記

- 1 現場説明 実施しません
2 見積参加要件 機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、工種「電気工事」の認定を受けていること。
3 見積書等
1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りません。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
2) 提出方法 FAX又は電子メールで提出してください。(※提出先は、4)のとおりです。)なお、FAX又は電子メールに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。
3) 見積書提出期限 **令和8年3月27日 12:00** まで
4) 提出先 独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 TEL 0594-42-5012
FAX 0594-42-5020 電子メール nyukei_ibinagasou@water.go.jp
5) 質問書提出期限 **令和8年3月19日 12:00** まで
※質問の回答については、翌日12:00までにHPに掲載します。
6) 見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和8年3月30日 12:00 までとします。
7) その他 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を提出した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知**します。
5 その他
1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。
4) 契約の相手方として決定した場合には、速やかに請書を作成するものとします。

令和8年3月16日

各事業者の営業担当各位

(独)水資源機構揖斐川・長良川総合管理所発注業務
見積依頼のご案内

独立行政法人水資源機構揖斐川・長良川総合管理所では、次の件名につきまして見積依頼を行っております。当見積に、ご参加される意思のある方は、当機構HPをご覧くださいたく、失礼ながらご連絡申し上げます。

件名	広瀬河川監視カメラ引込柱建柱工事		
工事場所	岐阜県揖斐郡揖斐川町坂内広瀬地内		
工期	契約締結の翌日から令和8年7月31日		
見積参加要件	機構における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格業者のうち、工種「電気工事」の認定を受けていること。		
主な発注内容	本工事は、坂内川広瀬地点に設置する河川監視カメラ(別途工事)に電力を供給するための受電用引込柱の建柱を行うものである。		
見積書提出期限	令和8年3月27日	12:00	
質問書提出期限	令和8年3月19日	12:00	
	※仕様書等に対する質問がある場合、または物品購入の場合で同等品規格の確認を行う場合は質問書を提出していただくことになります。		
担当部署連絡先	電話番号	0594-42-5012	
	FAX番号	0594-42-5020	
	メールアドレス	nyukei_jbinagasou@water.go.jp	
担当職員	経理課 里西 星哉		

◆オープンカウンタとは？

物品購入等の調達に係る見積合わせにおいて、当管理所が相手方を特定せず、案件を公開し、見積参加希望者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式です。

◆見積への参加方法

①揖斐川・長良川総合管理所HPに掲載した各発注案件に応じて、見積に参加意欲のある方は、見積依頼書に添付されている仕様書をご確認いただき、「見積依頼書等の交付受領書」を電子メールまたはFAXにて揖斐川・長良川総合管理所あて提出してください。

揖斐川・長良川総合管理所ホームページアドレス(URL)

<https://www.water.go.jp/chubu/nagara/>
より「オープンカウンタ方式による調達情報」をご覧ください。

③見積書を電子メール、FAX及び持参または郵送で当事務所あてご提出ください。

④仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。

⑤契約の相手方として決定した方へのみ、電子メールにて契約決定の通知をお送りします。

広瀬河川監視カメラ引込柱建柱工事

仕様書

令和8年3月

独立行政法人水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

第1章 総則

第1節 総則

1-1 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所（以下「機構」という。）が施行する「広瀬河川監視カメラ引込柱建柱工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

第2節 工事の内容

2-1 工事場所

岐阜県揖斐郡揖斐川町坂内広瀬地内

2-2 工事の概要

本工事は、坂内川広瀬地点に設置する河川監視カメラ（別途工事）に電力を供給するための受電用引込柱の建柱を行うものである。

2-3 施工範囲

本工事の施工範囲は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----|
| ・引込柱建柱 | 1本 |
| ・引込計器盤製作、設置 | 1面 |
| ・電気配線、配管等 | 1式 |

第3節 工期

契約締結の翌日から令和8年7月31日まで

第4節 工事数量

工事数量は、別添「工事数量総括表」のとおりである。

第5節 提出書類

本工事における提出書類は、次のとおりとする。

1. 工事着手前に提出するもの
 - ・使用材料承諾書（カタログ等） 1部
 - ・作業手順書 1部
2. 工事完成前に提出するもの
 - ・工事報告書（工事写真を含む） 1部

第6節 設計変更

本工事の内容に変更が生じた場合は、発注者との協議に基づき設計変更並びに請負代金額を変更できるものとする。

第7節 工事中の安全確保

受注者は、工事における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。また、現場状況を十分に把握したうえで、必要な作業指揮者、有資格者を配置するなど、十分な安全の確保を行うものとする。

なお、工事中に安全管理上の処置が不適切であった場合は、発注者は労働災害に対する安全管理上の改善命令等を行い、履行報告書の提出を求めることがある。

第8節 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

1. 受注者において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察へ通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
2. 1. により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面を発注者へ報告すること。
3. 1. 及び2. の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

第9節 交通安全管理

9-1 交通に対する規制

受注者は一般車両と共用する区間について、一般車両の交通安全対策に十分留意し、必要な対策を実施するものとする。

9-2 工事看板等

工事中看板、工事情報看板及び工事説明板の記載内容及び設置箇所については担当職員の承諾を得るものとする。

9-3 交通誘導警備員

工事期間中に配置する交通誘導警備員Bは、以下のとおり計上するものとする。

配置場所	配置人員	期 間	現場条件	備 考
国道 303 号（広瀬河川監視カメラ）	3 人/日 ×1 日	引込み柱建 柱時	昼間勤務 (8:00～17:00)	交替に要する人員含む
国道 303 号（広瀬河川監視カメラ）	2 人/日 ×1 日	配管・配線、 後片付け時	昼間勤務 (8:00～17:00)	交替に要する人員含む

第10節 官公庁等への手続等

本工事における関係官公庁及びその他の関係機関への手続き等は、次のとおりとし、その届出等の書類の詳細については、別途担当職員の指示によるものとする。

1. 受電にあたり電力会社への手続きは受注者において行うものとし、事前に担当職員に手続きの書類の確認を受けなければならない。なお、工事負担金等が発生する際には支払いは機構が行うものとする。
2. 道路使用許可（警察署）については、受注者にて申請を行うこと。

第11節 疑義等

仕様書等について疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。

第2章 工事

第1節 施工内容

1-1 施工条件等

1. 各工種の施工管理は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める「電気通信設備工事共通仕様書（令和4年4月）」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。
2. 機器の配置、据付及び配管・配線等は、別添図面を参考とし、詳細は担当職員と協議して決定するものとする。
3. 現地作業日は、担当職員と事前に調整のうえ決定するものとする。

1-2 引込柱設置工

別添図面を参考に、引込柱（NAポール TS-9相当品）を建柱する。あわせて、D種接地も行うものとする。

1-3 分電盤設置工

別添図面を参考に、引込柱に引込計器盤（日東工業 OME-31JC相当品）を装柱し、受電点からの配管・配線を行う。なお、引込計器盤の二次側からの配線敷設は別途工事でおこなうものとする。

以 上

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 広瀬河川監視カメラ引込柱建柱工事

独立行政法人 水資源機構
揖斐川・長良川総合管理所

工事数量総括表

工事名	広瀬河川監視カメラ引込柱建柱工事 (当初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
電気設備		式		1		
受変電設備工		式		1		
引込柱設置工		式		1		
引込柱設置	NAポール TS-9、D種接地あり	本		1		
配管・配線工		式		1		
屋外配管	厚鋼電線管 径 28mm	m		5		
屋外配管	金属製可とう電線管 (ビニル被覆) 径 30mm	m		2		
屋外配管	硬質ビニル電線管 径 14mm	m		2		
屋外配線	CVケーブル(600V架橋ポリケーブル) 2心 600V 5.5mm ² ×2C	m		9		
屋外配線	IVケーブル(600Vビニル絶縁電線) 5.5mm ²	m		4		
配管配線附属品		式		1		

工事数量総括表

工事名	(当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
電源設備工		式		1		
分電盤設置工		式		1		
屋外分電盤設置	引込計器盤 OME-31JC相当品	面		1		
仮設工		式		1		
交通管理工		式		1		
交通誘導警備員	交通誘導員B、建柱時3人、配管・配線等時2人	式		1		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		
現場管理費		式		1		

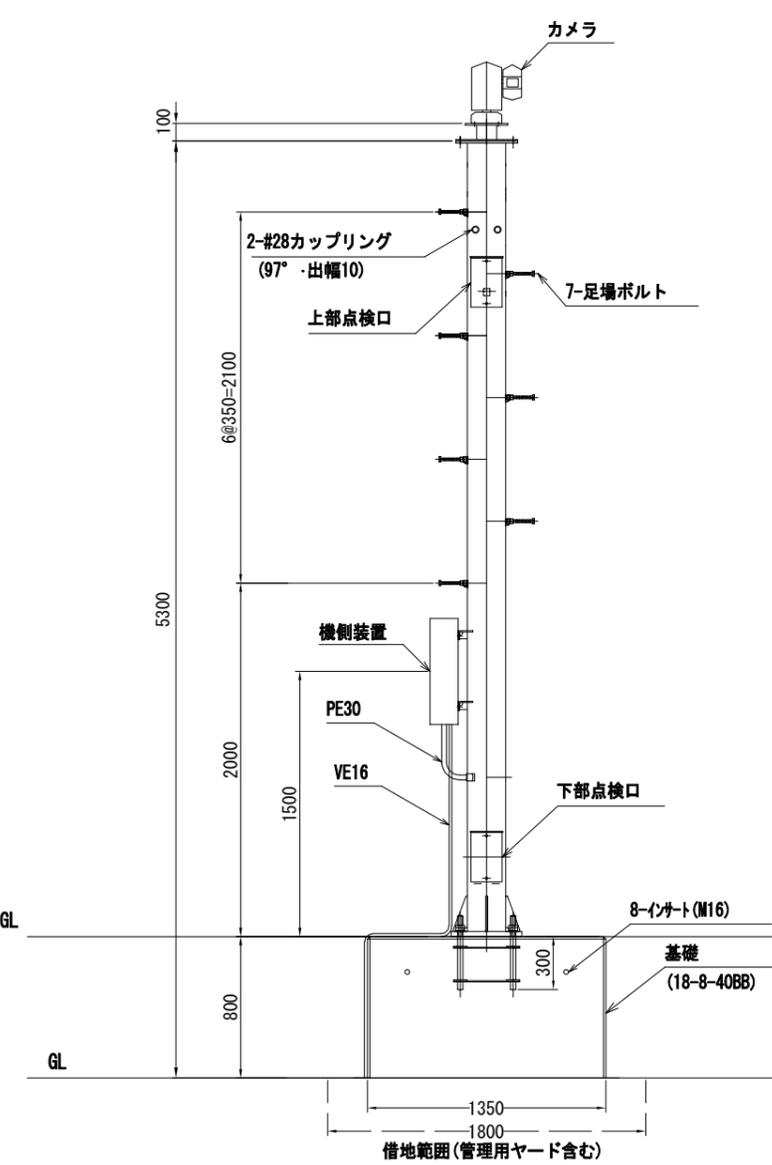
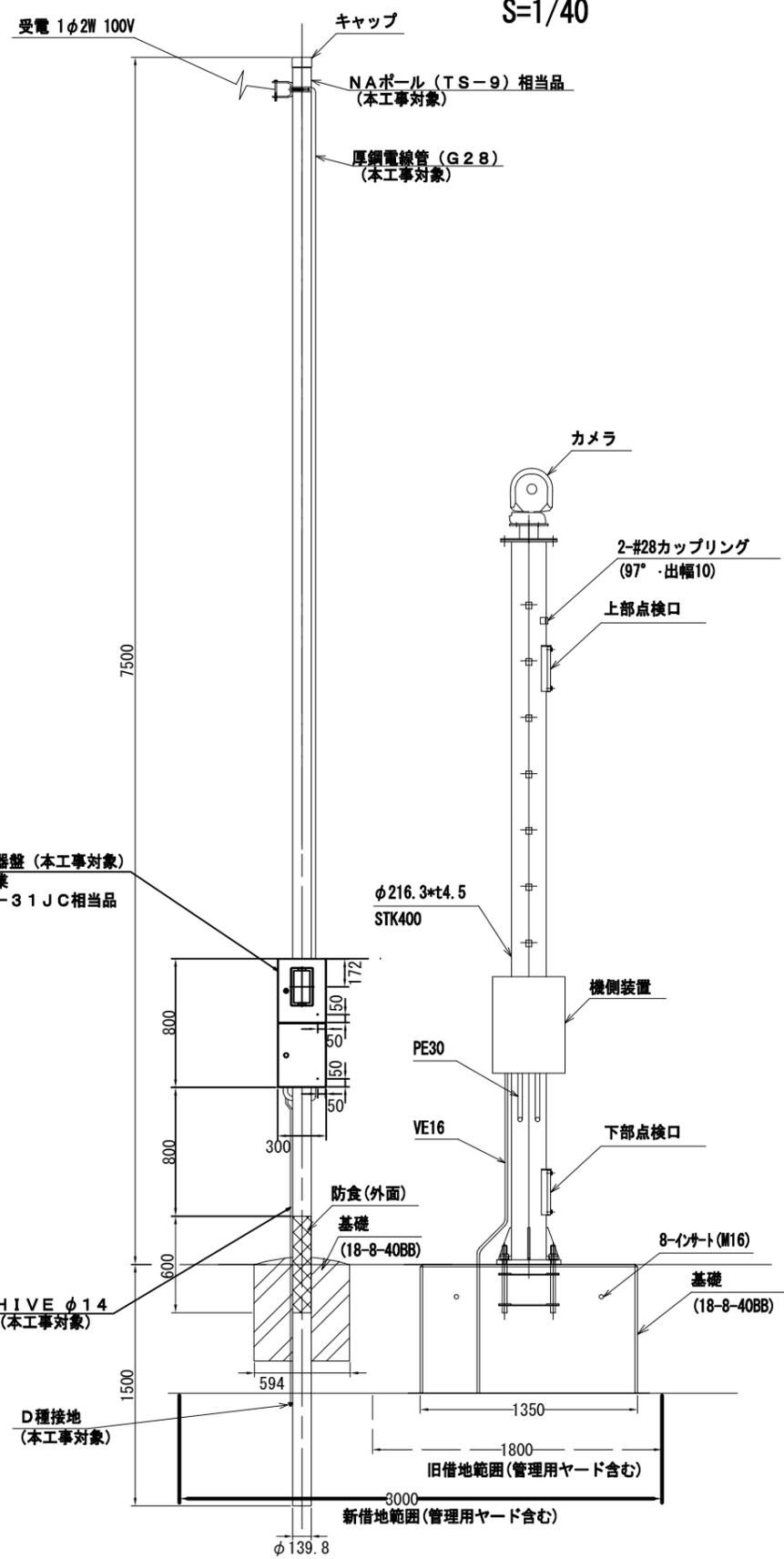
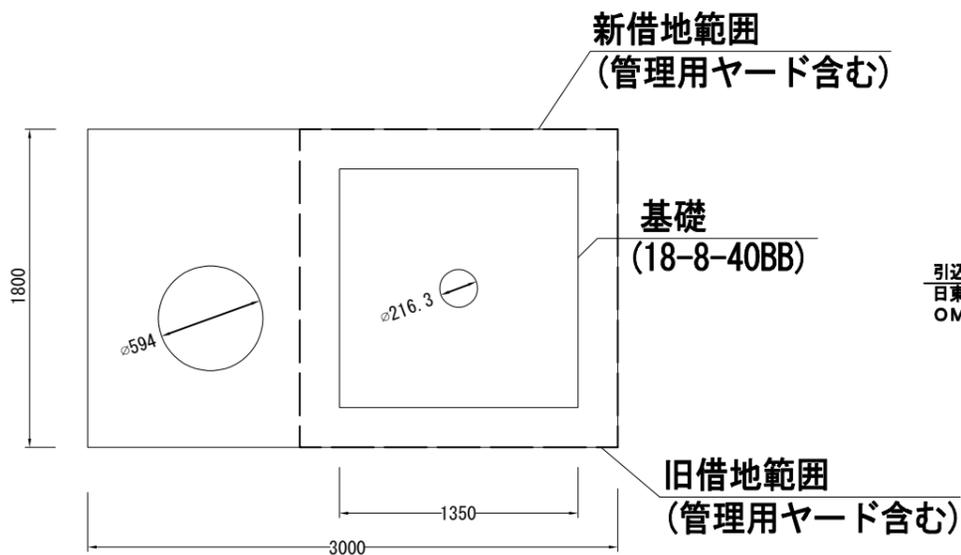
工事数量総括表

工事名	(当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

カメラ柱詳細図 (広瀬)

S=1/40

平面図
S=1/40



※赤字: 変更箇所

工事名	広瀬河川監視カメラ引込柱建柱工事		
名称	カメラ柱詳細図 (参考)		
登録番号	整理番号		
独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所			

見積依頼書等の交付受領書

宛 先	独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所 経理課 里西星哉						
	電話番号	0594-42-5012	FAX番号	0594-42-5020			
	メールアドレス	nyukei_ibinagasou@water.go.jp					
発信者 (※必須)	(住所)						
	(会社名)						
	(担当者名)						
	電話番号		FAX番号				
	メールアドレス						
以下の件名について、見積依頼書等を受領しました。							
○見積依頼件名							
広瀬河川監視カメラ引込柱建柱工事							
○くじ用数値							
くじ用数値とは、見積金額が複数社同額だった場合に使用する数値です。任意の3ケタの数字をご記入ください。							
<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>							
○見積辞退について							
見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。							
○同方式の承諾							
「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」の内容について、承諾する場合は、次のチェックボックスにチェックをお願いします。							
<input type="checkbox"/> 「揖斐川・長良川総合管理所におけるオープンカウンタ試行実施説明書」に承諾する							

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただき番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63 余り 1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42 余り 2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。